

午後2時00分 開会

議長	ただいまの出席委員は12人中11名です。 定足数に達しておりますので第6回新城市農業委員会総会を開会します。
議長	日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議ないものと認め指名いたします。 農業委員10番委員 農業委員11番委員にお願いします。
議長	それでは日程第2の議案の審議に入ります。 始めに第24号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第24議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転8件、地上権設定3件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。
	<p><b>申請番号1番</b> 譲受人の新規就農のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者・父・母がおり、農作業歴は2年・7年・7年で、年間従事予定日数は280日・80日・80日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,391m<sup>2</sup>です。権利取得後は、ぶどうの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p>
	<p><b>申請番号2番</b> 譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者・妻がおり、農作業歴は15年・2年、年間従事予定日数は200日・130日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で15分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は13,570m<sup>2</sup>です。権利取得後は、かぼちゃ・くるみ・夏みかんの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p>
	<p><b>申請番号3番</b> 譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、経営者・社員2名がおり、農作業歴は11年・26年・23年、年間従事予定日数は200日・300日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は会社所在地から自動車で20分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は12,257.06m<sup>2</sup>です。権利取得後は、ブルーベリーの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 法人が農地を取得するには、農地所有適格法人に該当しなければなりませんが、記載のとおり、法人形態は株式会社で、事業内容は農業収入のみの見込みであり、議決権は過半以上が農業関係者で、役員要件も記載のとおり満たしているため、要件を満たしていると考えます。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p>

#### 申請番号 4 番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・妻がおり、農作業歴は 50 年・46 年、年間従事予定日数は共に 150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 2,677 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当ないと考えます。

#### 申請番号 5 番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方住で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・妻がおり、農作業歴は 50 年・30 年、年間従事予定日数は 250 日・100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 5 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 3,988 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当ないと考えます。

#### 申請番号 6 番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢・遠方住で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は 5 年、年間従事予定日数は 200 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 4,718 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、イチジク・トマト・きゅうり・にんにくの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当ないと考えます。

#### 申請番号 7 番、8 番は譲受人が同一のため一括で説明いたします。

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は遠方住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者のみで、農作業歴はなし、年間従事予定日数は 150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の転居予定地から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 1,268 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、栗・梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当ないと考えます。

#### 申請番号 9 番から 11 番は同一の内容のため、一括して説明いたします。

地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために地上権の設定をしているものを、更新するために申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけています。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に榦を作付けし、申請地を耕作しています。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置していますが、日陰部分についても営農に問題はないと思われます。また現地調査などの結果、周辺農地の集団化効率化に支障をきたすものではなく、権利の更新には問題ないと考えます。

以上、申請番号 1 番から 11 番について、許可することを原案といたします。

第 24 号議案の説明を終わります。

議長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はございませんか。
議長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第 24 号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め。当該議案については原案のとおり決定いたします。
議長	次に、第 25 号議案の農地法 4 条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第 25 号議案について説明させていただきます。議案書 7 ページをご覧ください。 転用 2 件です。 議案書 8 ページをご覧ください。
	申請番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。 申請地近辺は、道路の整備により、現在の細かく分筆された農地となり、また記念碑建立運びとなり、当該地に記念碑と庭木や庭石を設置しました。農地法の手続きを失念していたため是正をかねて申請するものです。以前より農地以外の利用方法をしていたことに対する始末書が添付されています。 農地区分は表の第 2 種農地③「市街地に近接する区域にある農地で、一団となる農地の規模が 10ha 未満である農地」に該当すると判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、倉庫兼離れと進入路としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。
	申請番号 2 番。申請者、申請地記載のとおり。 昭和 54 年に当該地に住宅と車庫の建築して、今まで利用しておりましたが、農地法の手続きを行っていなかった事がわかり、是正をかねて申請をするものです。農地以外の利用をしていたことに対する始末書が添付されております。 農地区分は、表の最下段「上記いずれにも該当しない農地」に該当すると判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。 転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、住宅と車庫としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。
	以上、第 25 号議案 2 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はございませんか。
議長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
事務局	その他にご質問はありませんか。 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

議 長	第 25 号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	次に、第 26 号議案の農地法 5 条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第 26 号議案について説明させていただきます。議案書 9 ページをご覧ください。 所有権移転 3 件、使用貸借権設定 1 件、賃借権設定 2 件です。 議案書 10 ページをご覧ください。
	<p>申請番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>こちらは転用面積が 3000 m<sup>2</sup>を超えるため、愛知県農業会議の諮問案件となります。</p> <p>受人は、■■■に本店をおき、自動車修理販売業を主とする法人です。現在の駐車場では手狭となり、今般の申請地を購入して新たな駐車場を整備し事業基盤を図るものであります。</p> <p>農地区分は、区分表の最下段、第 2 種農地「上記いずれにも該当しない農地」に該当すると判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。</p> <p>転用許可の一般基準についてですが、利用率は 100% であり、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等も調整中で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、雨水は周囲に側溝、雨水井、浸透井を設けて場内浸透させ、周辺地に雨水が流入しないように対処する計画で、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p>
	<p>申請番号 2 番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>こちらは 1 月 26 日の第 4 回総会の 17 号議案にて保留とした案件です。南部地区委員との現場を確認し、審議案件として上程して差し支えないと判断しました。</p> <p>借人は、■■■に本店をおき、土木工事業や発電事業を行う法人です。一時転用許可を得て令和 3 年 3 月より申請地にて営農型発電設備設置し、発電事業を行っています。更新期限を迎えるにあたり、引き続き既設発電設備を利用したく申請するものです。貸人は、借人の希望に応え、下部農地にて柿を栽培しているものです。なお、本来であれば更新期限日前に県知事の更新許可を受ける必要があるため、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、区分表の上段、農用地区域内農地「農業振興地域整備計画で農用地区域とした農地」に該当すると判断しました。</p> <p>本件は、一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものでありますので、農用地の許可基準を満たします。</p> <p>転用許可の一般基準についてですが、既に工作物は設置済で、利用率は 100% であり、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等も調整されています。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p>
	<p>申請番号 3 番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>こちらは 2 月 27 日の第 5 回総会の 23 号議案にて保留とした案件です。南部地区委員との現場を確認し、審議案件として上程して差し支えないと判断しました。</p> <p>借人は、■■■に本店をおき、土木工事業や発電事業を行う法人です。一時転用許可を得て令和 3 年 4 月より申請地にて営農型発電設備設置し、発電事業を行っています。更新期限を迎えるにあたり、引き続き既設発電設備を利用したく申請するものです。貸人は、借人の希望に応え、下部農地にて柿を栽培しているものです。</p> <p>農地区分は、区分表の上段、農用地区域内農地に該当すると判断しました。</p> <p>本件は、一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものでありますので、農用地の許可基準を満たします。</p> <p>転用許可の一般基準についてですが、既に工作物は設置済で、利用率は 100% であり、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等も調整されています。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p>

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。  
こちらは2月27日の第5回総会の23号議案にて保留とした案件です。南部地区委員との現場を確認し、審議案件として上程して差し支えないと判断しました。

借人は、■■■に本店をおき、運送事業や発電事業を行う法人です。一時転用許可を得て令和3年4月より申請地にて営農型発電設備設置し、発電事業を行っています。更新期限を迎えるにあたり、引き続き既設発電設備を利用したく申請するものです。貸人は、借人の希望に応え、下部農地にて柿を栽培しているものです。

農地区分は、区分表の上段、農用地区域内農地に該当すると判断しました。  
本件は、一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものでありますので、農用地の許可基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、既に工作物は設置済で、利用率は100%であり、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等も調整されています。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。  
受人は、■■■に本店をおき、石油販売事業を主とする法人です。事業地が手狭であったため、地権者の承諾を受けて、平成2年頃から当該地を作業場兼駐車場として借用していました。地権者より売却の申出があり、是正を兼ねて申請するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」に該当すると判断しました。

本件は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとなりますので、第2種農地の許可基準を満たします。

転用許可の一般基準について、是正のための申請であり、作業場兼駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。  
受人は、■■■在住であるが、週末には申請地の近隣に建つ暖炉付き別荘で過ごしている。暖炉の薪確保のため、乾燥貯蔵スペースが手狭になってきたところ、渡人の承諾を得たので譲り受けます。なお、渡人には後見人あり、後見の登記事項証明書と、過去に農地以外の利用をしていたことに対する始末書の添付があります。

農地区分は、お手元の農地区分表の、第2種農地最下段の「上記のいずれにも該当しない農地」に該当します。

本件は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金で土地の造成を行う計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

以上、第26号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。  
議案の説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はございませんか。

議長 補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

議長 その他にご質問はありませんか。  
ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

議長 第26号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成多数)

議長	次に、第27号議案の事業計画変更承認願に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	第27号議案について説明させていただきます。議案書12ページをご覧ください。賃借権設定1件、地上権設定1件です。議案書13ページをご覧ください。
議長	<p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>変更申請理由は、当初賃借人である■■■株式会社が、令和5年7月に■■■株式会社に合併され、解散しました。営農型太陽光発電事業については、■■■株式会社が継承し、継続して発電をするために申請するものです。</p> <p>借人は、■■■に本店をおき、発電事業を主とする法人です。当該地では平成26年5月より転用許可を得て、営農型発電設備設置し、発電事業を行っています。3年毎に更新許可を得ております。直近では令和5年2月に更新許可が出ております。貸人は、借人の希望に応え、下部農地にて水稻を栽培しているものです。</p> <p>農地区分は、区分表の上段、農用地区域内農地「農業振興地域整備計画で農用地区域とした農地」に該当すると判断しました。</p> <p>本件は、一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものでありますので、農用地の許可基準を満たします。</p> <p>転用許可の一般基準についてですが、既に工作物は設置済で、利用率は100%であり、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等も調整されています。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p> <p>また、地上権設定における整理についても、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の承継には問題ないと考えます。</p>
	<p>以上、第27号議案2件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p> <p>議案の説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はございませんか。
議長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	その他にご質問はありませんか。 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議長	第27号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め。当該議案については原案のとおり決定いたします。
議長	次に、第28号議案の、改正前の議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いしま
事務局	それでは第28号議案について説明させていただきます。議案書8ページをご覧ください。改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用賃借権設定12件、賃借権設定18件です。議案書14ページをご覧ください。 (議案書のとおり説明)
	以上につきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しております。利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第28号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。

	以上で説明を終わります
議長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	第 28 号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め。当該議案については原案のとおり決定いたします。
議長	次に、第 29 号審議保留相当案件の意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
	それでは、第 29 号議案について説明いたします。 議案書 23 ページをご覧ください。使用貸借権設定 3 件、地上権設定 3 件です。25 ページをご覧ください。
	はじめに、営農型太陽光発電施設の申請は、「営農型太陽光発電施設の支柱部分の一時転用について」を 5 条許可申請で、「農地の上空に設置する、太陽光設備のパネルの部分の地上権（上部空間に設備を設置するための権利）の設定について」を 3 条許可申請で、同時申請をし、愛知県知事による 5 条の許可と同日に 3 条許可を下ろす運用となっています。どちらかのみ許可が下りるということはありえないため、今回は同一の申請番号として議案にあげています。
	こちらは関連している案件であるため、一括でご説明します。 番号 1 番から 3 番。申請者・申請地、記載のとおり。
	本議案は営農型発電設備設置についての一時転用許可の期限を迎える再許可を得るべく申請された案件に対し、事前調査等の結果、担当地区委員より改善措置行為が完了するまでは保留とするのが望ましい」という意見が上がりました。
	現在、申請地である ■■■ と ■■■ 地内の農地を含め、すべての営農型太陽光設備を設置した農地における下部に土壌入れ替える改善作業を行っています。4 月上旬ごろに本榦の苗木の植え替えを完了させる予定です。今般は指導を受け止めて、改善の意思の確認や行動をされているので、決定的な否決にはなりえないものとなります。実際に保留していた ■■■ 、 ■■■ 地内の農地は造園屋から指示を受けた良質土をいれ、また榦の苗に添え木を設置するなどの行動をしています。
	つまり、これらの農地における申請について、当初計画から逸脱はしておらず、なおかつ指導に対し、前向きな改善姿勢が見られたために、今月案件には上程せず、改善措置が農業委員会にて確認できるまでは保留とするという意見で担当地区委員は一致しました。
	以上のことから、番号 1 番から 3 番について、榦の植え替えが農業委員会にて確認できるまでは、申請案件の審議を保留とすることを原案といたします。
	第 29 号議案の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	その他、発言はありませんか。
9 番 農業委員	現地確認で土入作業、榦の植え替え作業中であることを確認です。 すべての作業が終わるのは 4 月ごろを予定するとのことでした。

議長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	第 29 号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
事務局	次に第 30 号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
	第 30 号議案について説明させていただきます。 農業振興地域整備計画の変更 3 件です。すべて除外案件となります。
	申請番号 1 番。申出者、土地の所在等について記載のとおり。 申請人は令和 5 年 8 月に分家住宅を建築するために、農業振興地域整備計画の除外申請をしていたが、当初の建築計画から大幅に変更があり、さらに宅地敷地が必要となつたため、新たに申請するものです。 先に除外申請を行った土地であり、かつ建築計画変更によるものであるため、当該地を選定したものであり、除外はやむを得ないものと認められます。
	申請番号 2 番。申出者、土地の所在等について記載のとおり。 申請人は■■■にてゴルフ練習場など様々な事業展開を行う法人です。 近年は利用者数が増加し、従業員駐車場として利用していた土地も利用者向けの駐車場として整備し、従業員の駐車スペースが不足しており、新たな駐車場を確保するために申請するものです。 施設の近隣地に自社所有地ではなく、周辺農地への影響が少ない農地を選定したものであり、除外はやむを得ないものと認められます。
	申請番号 3 番。申出者、土地の所在等について記載のとおり。 申請人は、今般の申出地の隣接宅地を購入し、令和 5 年から居住しています。購入前より当該地は進入路兼作業場として利用なされていたが、住宅への進入路として適した土地は当該地のみであるため、引き続き進入路兼作業場として利用するために申請するものです。 日常生活上に必要であり、是正目的のために願出するものであり、除外はやむを得ないものと認められます。
	以上、第 30 号議案 3 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。
議長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	第 30 号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。

議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書をご覧ください。 報告第1から第6、報告案件計22件について説明いたします。 (議案書のとおり説明)
議 長	以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。
議 長	以上をもちまして第6回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。